

令和 6 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招集年月日	令和 6 年 3 月 8 日（金）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 3 月 8 日（金） 9:00 ～ 16:13		
出 席 委 員 (6 名)	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 戸部 誉	委 員 石井 雅樹
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (27 名)	【特別職】 【議会事務局】 副村長 工藤 敏行 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 薄井 伯征 課長補佐 遠藤 有子 主 査 小形谷範子 主 査 庄司都志哉 主 査 相原 千里 主 査 菅原 聡 主 任 土佐林 学 【税務会計課】 課 長 伊東 寛 主 査 石川 猛 主 事 木村 圭吾 【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 課長補佐 小林 豊 主 査 渡辺 祥達 主 任 小貫 智美 主 任 木阪 望 主 事 角田 伸代 主 事 安田 麻鈴 技 師 伊藤 茂美 【教育委員会】 教育次長 宮田 雅人 主 査 工藤 修功 主 査 池田 龍成 主 任 畠山 友伴 主 事 高橋 真也 主 事 太田 翼 主 事 竹田 美輝		

付 託 事 件	議案第 3 号	大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 4 号	大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
	議案第 6 号	大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案
	議案第 7 号	大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
	議案第 8 号	大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

	護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 9 号	大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 10 号	大潟村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 14 号	普通財産の貸付について
議案第 15 号	普通財産の貸付について
議案第 16 号	令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案
議案第 17 号	令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第 18 号	令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 19 号	令和 5 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第 20 号	令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第 21 号	令和 5 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
陳情第 1 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	(開会 9:00) ただいまより、総務福祉教育委員会を開会します。 ただいまの出席委員数は 6 名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。 本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案及び陳情等を確認します。 議案第 3 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 4 号「大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、 議案第 6 号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」、 議案第 7 号「大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、

発言者	発言要旨
	議案第 8 号「大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」、 議案第 9 号「大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、 議案第 10 号「大潟村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、 議案第 14 号「普通財産の貸付について」、 議案第 15 号「普通財産の貸付について」、 議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」、 議案第 17 号「令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、 議案第 18 号「令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 19 号「令和 5 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 20 号「令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」、 議案第 21 号「令和 5 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」、 陳情第 1 号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」の以上 16 件です。 それでは当委員会に付託された案件について、審査に入ります。 審査の順番ですが、はじめに議会事務局、総務企画課、税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課、教育委員会の順に行いますので、よろしくお願いします。 それでは、議案第 3 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。 菅原主査 【資料に基づき説明】 松本委員長 当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 3 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 3 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 14 号「普通財産の貸付について」、当局より説明を求めます。
小形谷主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原(史)委員	貸付の相手の友愛ビルサービスは物件を所有・管理する会社だと思います。今回の貸付目的は工事ですが、工事も友愛ビルサービスが主体となって進めるのか、それとも工事は村が進めるのか、どちらでしょうか。
小形谷主査	集合型村営住宅の建設にあたっては、友愛ビルサービスに土地を無償で貸付し、友愛ビルサービスが建設及び完成後の管理・運営を行います。ですので、工事の発注自体も友愛ビルサービスが積水ハウスに発注する形となります。
黒瀬副委員長	前回の集合型村営住宅も同様の進め方をしていたと思いますが、前回は 3 月入居開始で、今回は 4 月入居開始となっているのはどうしてでしょうか。
小形谷主査	今回の第 3 期の集合型村営住宅については、物件の管理及び賃貸の開始に

発言者	発言要旨
	について、令和7年4月から開始したいということで双方合意しています。 E棟については3月建設開始、残るD棟は既存の村営住宅を解体後、6月以降に建設開始となり、2棟同時に令和7年4月からの貸付としたいと考えています。外構工事はE棟だけ完成しても着手できず、D棟完成後に併せて行いますので、完成が令和7年3月31日までとなります。
黒瀬副委員長	4月1日の入居開始となると、移動時期を考えたなら3月からにできればと思いましたが、事情があるのであれば仕方がないと思います。 第2期の工事については完了しているのでしょうか。
小形谷主査	建物自体の工事は完了しており、3月1日より入居しています。ただ、外構工事はまだ完了しておらず、駐車場の舗装を3月末までに終える予定です。
黒瀬副委員長	第2期について、建設のための貸付が2月末までで、賃貸のための貸付が3月からとなっていますが、3月に入っても工事が続いている状況です。第3期の貸付が同様となる可能性もありますが、その場合は貸付期間についてどう解釈したらよいのでしょうか。
薄井課長	第2期の建設は令和6年2月末までの貸付期間としていましたが、諸般の事情により外構工事の工期が延びている状況です。3月からは、賃貸のためではありますが貸付期間となっており、村として了承しているものとなります。
黒瀬副委員長	第3期についても第2期と同様に、工期が延びても議案としてはあがないということでしょうか。
薄井課長	確認して後ほど報告します。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。

発言者	発言要旨
松本委員長	【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 14 号「普通財産の貸付について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 14 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 15 号「普通財産の貸付について」、当局より説明を求めます。
小形谷主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
松本委員長	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
松本委員長	【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 15 号「普通財産の貸付について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 15 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」の

発言者	発言要旨
相原主査 近藤事務局長 遠藤課長補佐 土佐林主任 庄司主査 木村主事 小形谷主査 菅原主査 石川主査	総務部門について、当局より説明を求めます。 【資料に基づき説明】
松本委員長	休憩します。(10:10) 再開します。(10:20)
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
三村委員	法人数の減少と説明がありましたが、何件減ったのでしょうか。
石川主査	現時点で2件の減少を見込んでいます。それ以外の要因として、法人による決算時期の違いや、資本金・従業員数の変動による均等割額の増減等も見越して、今回の補正額としています。
菅原(史)委員	基金の運用について、有価証券は動産に含まないということでしたが、歳入・歳出を経ずに基金の現金を有価証券にできるとなると、議会で見えないためチェック機能が働きません。初めて見えるようになるのが決算時となると、既に有価証券になってしまった後なので、事前説明が無いことになりましたが、このあたりについてどのように考えていますか。
庄司主査	有価証券については動産にあたらないため議会の議決は必要無いと考えています。決算段階では、財産に関する調書に載りますが、これまでは定期預金と記載されていたところが、次回からは定期預金と有価証券の2段書きになります。実際、基金を有価証券で保有している他自治体はそういった書き方で、それに倣った形で基金の内訳はわかるようにお示ししたいと思います。有価証券の保有状況につきましては毎月の例月出納検査でも示してお

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	り、そういったところで監査委員からのチェックを受けています。 予算段階でどうするかについては、今回は既に積み立ててある基金について有価証券化するため、議員の皆様の目に見える形になるのが購入後になりましたが、かんがい排水施設整備基金に関しては今後も財源確保のために有価証券での基金運用をしていきたいので、今回補正予算で計上しました5,000万円についても同様に運用していきたいと考えています。今後新たに基金として積み立てていくものについては、そういった補正予算等で皆様にお諮りしていくということになるかと思いますのでよろしくお願いいたします。 今後は購入後に説明があるということで理解しました。 基金の取り扱い方法について、基金ごとに有価証券を管理していくのか、それとも基金全体を一括管理するのか、どちらでしょうか。また、基金の運用について、有価証券化するために、上限金額等についての規則、要綱等は整備されているのでしょうか。
庄司主査	有価証券化にあたり、要綱を定めて公金管理委員会というものを設置しており、さらに公金の管理に関する要綱を制定して、基金の債権化等についての内規も定めています。公金管理委員会は副村長、会計管理者、総務企画課長、担当職員で構成されており、債券の選定等についてその中で諮っています。ただ、前提として基金条例もありますし要綱でも規定しておりますが、確実かつ効率的な方法でというのが念頭にありますので、それに従って選定を行います。たくさんの中から選ぶということではなく、基本的には国債を中心にとということになります。また、今回の補正予算で金額はお示しましたが、実際にどの商品を購入するかについては事前に説明する予定はありません。
菅原(史)委員	有価証券は種類によって危険度が変わってきますが、それについて説明はしないのでしょうか。また、基金ごとに有価証券化できる限度割合等は定めていないのでしょうか。 それから、資金ショートについては無いとは思いますが、それについてのセーフティレベルは定めているのでしょうか。
庄司主査	基金に関しては、全ての基金を一括で運用することで運用に使える金額を多くしている自治体もありますが、村の場合はそれほど規模が大きいのではない

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	でそういったことはしていません。今回のかんがい排水基金は、活用するのが最短でも 20 年後であり、債券での運用に適しているということで運用することとしています。 資金ショートについては、財政調整基金等を運用する場合は考慮する必要がありますが、かんがい排水基金は 20 年後に使用するという事で考慮する必要は無いと考えています。また、万が一資金が不足した場合は、今回購入した 2 億 5,000 万円の債権を担保に、購入先の証券会社から現先取引でお金を借りることができます。当然返済の必要はあり、有価証券化することで資金の流動性は失われはしますが、そのような対応も可能となっています。 議員の皆様への説明に関しては、公金管理委員会での審議の経過等を含めて、購入前に全員協議会等で説明の機会を設けたいと思います。 当初予算の予算委員会でも、来年度の財政計画についても概要を説明できると思います。購入前の説明の機会について、ぜひお願いします。 もう 1 件、OA 管理費の財源内訳でその他が 4,000 万円程の減、一般財源が 3,700 万円程の増となっていますが、これについて説明をお願いします。
庄司主査	こちらは、当初ふるさと応援基金繰入金を充当しておりましたが、当該歳入を 2 億 5,000 万円減額したことに伴い、各充当先の財源を変更したものです。 4,062 万 7 千円のうち 4,000 万円がふるさと応援基金、62 万 7 千円が、雑入にありましたデジタル基盤改革支援補助金の減額分です。
石井委員	マイタウンバスについて、最終便の減便は、困る方もいると思います。今後、例えばバス会社の環境が変わるなどして運転手が確保できた場合は元に戻すということがあるのでしょうか。
薄井課長	最終便の運行について、もしバス事業者で運転手を確保できるという目途がついたということであれば、南秋地域公共交通活性化協議会と協議していきたいと思います。元々最終便は村単独で運行していた頃にはありませんでしたが、高校生を持つ保護者の会始め多くの村民の要望もあって設けられた便で、事業者が運行できる状況となれば再度増便できるよう努めていきたいと思っています。
石井委員	20 時半頃に村に着く便が八郎潟方面に戻る際、回送になるのはなぜでしょ

発言者	発言要旨
相原主査	うか。 ご質問の便は、19 時 59 分にホテルサンルーラル大潟前から八郎潟駅に向かう便と思いますが、回送便になっており、乗客を乗せずに次の出発地に向かっています。 この時間帯で村からの乗車は見込まれません。県や国の補助金が乗車密度によって交付されるため、あまりにも乗車人数が少ない便を常設で運行いたしますと、補助金の交付額に影響いたしますので、回送便としています。
黒瀬副委員長	歳入の多目的会館使用料 4 万 8,000 円とありますが、先日の県立大の学生が研修で使用した際の収入でしょうか。
木村主事	8 月に東京農業大学の学生が農業体験等で宿泊した時の収入です。
黒瀬副委員長	多目的会館の使用は、どのような形で許可したり公表されたりしているのでしょうか。公共の財産なので、使えるようであれば使った方が良いと思いますが。
木村委員	現在は、一般の方の使用はできません。職員の緊急時の宿泊、郵便局の休憩等に許可をしています。
黒瀬副委員長	サンルーラルとの使い分けは何か決めているのでしょうか。
伊東課長	多目的会館の規則では、災害時における職員の執務・待機のための使用、村に調査・研究で訪れた方の短期的な使用となっており、他には村長が特に認めるものということもありますが、今のところそのような使用は無いものと思います。
薄井課長	秋田県立大学の学生も今年度村内をフィールドに調査研究を行っていたと思いますが、その際はサンルーラルに宿泊していました。どちらを利用するかは大学の判断になるかと思います。
黒瀬副委員長	調査研究等で使えるということであれば、もう少し情報をオープンにすることで、研修等の費用を安く抑えられるケースもあるかと思います。それによって村で色んな研修をしてもらい、それがまた何かのきっかけにもなると

発言者	発言要旨
伊東課長	思います。知らなかったら使えない、知っていたら使える、というようなことにならないよう整理された方が良いと思います。 黒瀬議員がおっしゃる通り、施設自体を知っている方が使っているという状況も十分あるかと思います。村で研修される方については、村職員が関わっているケースが多いので、こういった施設もあることを周知し、利用率を上げていければ思っております。
戸部委員	雑入で公共交通活性化協議会負担金還付金が減額されています。一方で歳出の協議会負担金も減額になっています。これはどのようなことでしょうか。
相原主査	負担金還付金については、財源が県・国からバスの運行事業者に対して交付された補助金となっています。これは運行経費に対する補助金ですが、運行事業者は、全額を協議会へ振込みし、協議会から構成市町村に対し、歳出の負担割合に応じて還付されます。南秋地域公共交通計画が令和5年6月に策定され、令和5年度からの村の負担割合が75.3%から68.825%に改められたため、歳出・歳入ともに減額となったものです。
黒瀬副委員長	地域おこし協力隊事業について、実績に伴う減額と思いますが、過去数年の実際の人数や変動、業務内容、在任期間をまとめた資料をいただきたいのでお願いします。
小形谷主査	後ほどまとめて提示いたします。
三村委員	移住就業支援事業260万円が減額となっていますが、こちらは住まいづくりのものかと思いますが、全額減額となったのでしょうか。
小形谷主査	こちらの補助金は住まいづくり支援事業とは別で、国・県の交付金を活用して行っている事業です。東京23区に在住されている方、勤務されていた方が大潟村に移住した場合に補助が出るものです。ただし条件として、県が登録している企業に就職することとなっており、対象者がいなかったことから減額しているものです。 なお、県の登録事業者ということですが、村内で登録されている企業は現在0件です。村内企業の担当の方にもこういった制度について機会があるご

発言者	発言要旨
	とに話はしておりますので、今後登録が増えてほしいと思っております。
三村委員	移住体験ツアーを行わなかったのはどのような理由からでしょうか。
小形谷主査	移住体験ツアーに関しては、子育て世代の方も教育関係機関等を見学できるようにということで、夏休みの後半8月下旬の開催を予定しておりました。地域おこし協力隊の協力を得ながら実施する予定としておりましたが、業務が重なるなど日程確保が難しく、実施を見送ったところです。 なお、代替事業というわけではありませんが、首都圏で行われているあきたまるごとAターンフェアという移住イベントに、当初予定よりも回数を増やして参加してまいりました。また、令和4年度このイベントに参加された方が、今年度実際に大潟村を見てみたいということで来村された際に村内の案内をしました。広く募集しての移住体験ツアーの実施は見送りしましたが、個別にそういった対応はしてきたところです。
菅原(史)委員	ポルダー婚活事業が減額になっていますが、イベント回数や企画内容は前年と比べて変わっていたのでしょうか。昨年の5月にコロナが5類になり、実施しやすい環境にはなっているとは思いますが、当初見込みと比べて実績がどうだったのか教えてください。
小形谷主査	ポルダー婚活支援事業のイベント等の開催については、コロナも5類に移行されたことに伴い当初の計画どおりイベントを開催する予定でしたが、実績見込みとしてはバーベキュー、スイーツパーティーということで、現在のところ2回のイベント実施となっています。
薄井課長	イベントは当初計画で5回開催する予定でしたが、うち2回が参加者不足により中止となりました。開催内容は、バーベキューとスイーツパーティーは実施済で、来週の土曜日に行われる日本酒の婚活にも参加者が集まっているようですので、3回の実施になる見込みです。そしてそれらの事業でマッチングとなった方もいるといった状況です。 ただ、やはり特に女性の参加者を集めるのはどこの市町村も非常に苦労しているので、協議会員の協力を得たり、あるいは周知手法を工夫するなどして対応し、できる限り開催をしていきたいと考えています。
菅原(史)委員	継続が大事なので色々な企画をやっていただければと思います。

発言者	発言要旨
薄井課長	加えて、イベントはどのぐらいの人数が参加し、またどのぐらいのマッチングがあったのか教えてください。 イベントは、最低でも男女2名ずつで進めたいと考えています。バーベキューは参加者が多く、男女合わせて10人以上の参加がありましたが、少なくとも4人以上の参加で、お互いの事がわかるよう十分に話をする時間を確保するように努めてイベントを開催しています。その結果、マッチングしてしばらく経ち、結婚に至ったというような事例もあります。後ほど、まとめて報告したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
菅原(史)委員	人数は多い方が良いのか、それとも少ない方が良いのか、そういったことはありますか。
薄井課長	大人数・少人数それぞれのメリットがあるかと思います。ただ、お互いに知らない人同士が初めて会って、そこで打ち解けてお話をするとといった時間を確保するという観点では、やはり少人数の方のメリットはやや大きいと考えています。全員の顔がわかり、コミュニケーションを取る時間をきちんと確保できるような人数となると、10人台前半程度までではないかと思っております。
三村委員	空き地・空き家に関係するのは住まいづくり支援事業費補助金と思いますが、1,050万のうち300万円が減額となっています。実績は何件くらいでしょうか。
小形谷主査	移住定住促進事業の住まいづくり支援事業費補助金は、先ほども申し上げたとおり中央3番地の購入者また空き地購入者、中古住宅購入者、または持ち家のリフォーム、商品券の使用に対する補助金となっています。 中央3番地の宅地購入者は当初予算の予定どおり5件の補助がありましたが、空き地を購入して家を建てた方は、当初予定で2件としていましたが0件でした。中古住宅を購入された方は、これから申請予定ですが、実績見込で1件です。持家の増改築に関しては、3件見込んでいたところ1件の申請でした。 補助金は、工事費に応じて割合を乗じたものとなり、また上限もあります。毎年実績に基づいて補正しています。

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	有価証券の購入に議決は必要ないということはわかりましたが、予算の中で歳入の方に繰入し、歳出から支出することで、予算に明記する方がわかりやすいと思いますがいかがでしょうか。
庄司主査	令和5年度当初予算はまさにその考えで、債券を購入するので一般会計の歳入歳出に計上してやるべきと考え、予算計上して可決いただきました。ただ、基金について調べていくと、基金の運用形態を定期預金から有価証券に変えるだけなので一般会計の歳入歳出に計上する必要がないこと、さらに特定目的基金を取り崩して一般会計に入れることが適切ではないということも判明しました。今回のかんがい排水整備基金は国営かんがい排水事業の負担金の支払い、もしくは負担金の支払いのために借りた地方債の償還に充てる場合のみ崩して一般会計に入れるという特定目的基金であり、有価証券を購入するために基金を取り崩して一般会計に繰り入れるというのはむしろ適切ではありませんので、今回、基金の運用方法を変えるという形にさせていただき、減額したいということです。
菅原(史)委員	一般会計に繰り入れる方がわかりやすいかと思いましたが、そのような事情があるということであれば、事前に説明いただくという形で運用をお願いします。
薄井課長	先ほど黒瀬副委員長から質問がありました普通財産の貸付に関する考え方について説明いたします。令和5年度に第2期の集合型村営住宅についての普通財産の貸付を行い、建設が令和6年の2月末まで、そして管理および大潟村への賃貸のために3月1日から30年間となっています。ただ、工事のための貸付期間終了後も外構工事が若干残っていることについて、貸付期間の考え方がどうなっているかという内容と思います。 この件では村と友愛ビルサービスとの間で契約を締結し、外構に未完成な部分もありますが2月29日までに建物本体は完成して入居ができる状態であると判断しました。それを踏まえて入居者の募集を行い、現在入居していただいています。 このことから、貸付期間の考え方について、建設のためそしてその後の管理および大潟村への賃貸のためという2段階の設定に対し、大きく趣旨を逸脱するものではないと考えています。 ただし、入居ができたとしても、外構工事について進捗が遅れ、委員ご指摘の通り工事が終わっていないような状況ですので、そこは賃貸事業者に対し

発言者	発言要旨
松本委員長	て適切な期間において完了するように指導してまいります。 他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	次に、福祉保健課の審査に移りますので、当局は交替してください。 なお、一般会計補正予算案の採決に入る前にまた呼びますので、課長と書記の方は戻って同席してください。
松本委員長	休憩します。(11:13) 再開します。(11:20)
松本委員長	議案第 6 号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。
角田主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	村の方では 13 段階っていうことですが、13 段階よりもっと多い段階にしている市町村は県内であるのでしょうか。
角田主事	13 段階以上で定めている市町村が県内にあるかというところなんですけれども、調べて後ほどお答えいたします。 全国的に見れば 13 段階より多い段階でやっているところがあります。 今回の 13 段階については、国の標準が 13 段階で示されたことによるもので、今までも 9 段階で国の標準に合わせてやるような形にしておりまして、今回の 13 段階についても国の標準が変わったことに併せて改正したいと思っております。
三村委員	低所得者の人たちの年額保険料が下がるってことになるのかと思います。額で見るとそんなに下がらないような感じがするので、もっと段階を分けたら下がるのか、どうなのでしょう。

発言者	発言要旨
角田主事	段階を増やせば低所得層の負担が減るかというところなんですけれども、段階を増やすにあたって、基本的には高所得層の段階をより細かくしていくような形で増やすような形になりますので、低所得層の負担が減るかという、高所得層をさらに詳細に分けて細かく係数を変えていくのであって、低所得層に関しては、あくまで国の基準にのっとった金額となってくるので、金額が変わるかという変わらないというのが、答えになります。
三村委員	低所得者の人たちを軽減するという目的で、今回改正が行われていると自分では理解していて、額で見るとあんまり変わってないような感じがしますが、下げる方法ってあるんでしょうか。
角田主事	標準段階に関しては国で決まっているので、軽減措置後の割合について、今は国の示したもので国庫の負担金が入ったような状態の軽減措置になっているんですけれども、それをさらに村負担を増やして、係数を下げていくという形になってしまうと思います。
三村委員	村負担が増えても、もう少し下げられればいいかなと思うんですけれど、これは今からやれって言ったら、変えていくっていうこともできるってことでしょうか。
松本委員長	休憩します。(11:32) 再開します。(11:33)
角田主事	第1段階から第3保険料について、もっと下げられないかというところなんですけれど、そもそものところで、村の保険料の基準保険料が4,600円と、県内では一番低い金額になっておりまして、全国的に見ても低い金額となっております。そのため第1段階の年額1万5,732円っていうのは全国的に見るとかなり低い金額となっております。 そもそも4600円という基本保険料が安いために、軽減措置の割合が0.015、前回から低くなっているんですけれども、基準の保険料額にこちらの係数をかけていくような形で計算していきますので、そもそもの保険料額が低いために、あまり差はないという感じがするというところになっているかと思います。 ただ、全国的に見れば保険料額は安く、全県では8期の段階では一番安いというところでご理解いただければと思っております。

発言者	発言要旨
三村委員	低所得の方たちが負担にならないように 3 年ごとの改定だと思うので、そのあたりを考慮していただければと思います。
角田主事	10 期の改定のときに、再度検討させていただきたいと思っております。
菅原（史）委員	これを改正することによって 8 期と 9 期で村全体の金額は多くなるのか少なくなるのかどうなんでしょう。
角田主事	村全体で保険料の収納額の方が多くなるかどうかというところだと思うんですけども、村の場合は高所得の方が多くなっておりますので、第 8 期より第 9 期の方が収納額は多くなる見込みとなっております。
菅原（史）委員	村に限らず他のところもありますが、所得が多い人が多ければそうなんだろうけど、そうじゃない場合も、先ほど三村委員のお話にも絡むんだけど、8 期より 9 期の方が収納額が多ければ、その分ちょっとでも低所得の方の単価を下げられるんじゃないかと思ったんだけど、そういうふうな調整はできないのでしょうか。
角田主事	第 9 期に関して、収納額が上がるんですけども、人口の増減の見込みなどで介護給付費の方も増加していく見込みとなっております。その分、保険料の収納した部分というのが、出ていく分も大きくなっていくのが見込まれております。 そのため低所得分に回していくと、今後、給付費の方の支払いが不安になってくるような形になってきますし、低所得の方に回せるかということ、そこに関しては公費で軽減していくような形で考えていかなきゃいけないようなものになってくると思うので、ご理解いただきたいと思います。
菅原（史）委員	公費っていうのは村の財源ということですか。わかりました。
松本委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。

発言者	発言要旨
松本委員長	討論ございませんか。 【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 6 号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 6 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	暫時休憩します。(11:41)
松本委員長	再開します。(11:41)
松本委員長	それでは次に、関連する議案第 7 号「大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」から議案第 10 号「大潟村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
角田主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	休憩します。(12:00) 再開します。(13:26)
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携ってなってますが、大潟村でいくとどこの医療機関と連携になりますか。

発言者	発言要旨
角田主事	新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携になるんですけれども、こちらは事業所単位で医療機関との連携を図っていくものになりますので、村の場合は事業所のほとんどを正和会に委託してるような形になりますので、正和会さんの方で連携していくような形になるかと思われます。
松本委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	休憩します。(13:29) 再開します。(13:29)
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 7 号「大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 7 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	次に、議案第 8 号「大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発言要旨
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 8 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	次に、議案第 9 号「大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 9 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	次に、議案第 10 号「大潟村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 10 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	それでは次に議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
小林課長補佐 渡辺主査 小貫主任 角田主事 安田主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
三村委員	60 ページの価格高騰重点支援給付金について、大きい額が減額になってますが、理由としてはどういうことが考えられるでしょう。
小林課長補佐	大幅な減額になってしまったわけですが、3 万円の給付金につきましては、課税されているものに扶養されている方も対象とし、大幅な増を見込んでおりましたが実際にはそんなに申請が多くなかったことによるものです。
三村委員	56 ページ、高校生と訪問看護が福祉医療費になって増えたということでした。福祉医療費支給事業が 360 万円、増額になっているんですけど、これは令和 5 年度から訪問看護の方が福祉医療になっていたのでしょうか。その訪問看護はどのくらい利用されていますか。
松本委員長	休憩します。(14:00) 再開します。(14:03)
木阪主任	高校生が対象になったのは令和 4 年 8 月からなので 令和 4 年度は 8 月から 3 月まで、令和 5 年度は 4 月から 3 月まで 1 年間になっております。 訪問看護を利用されている方は現在 1 名、毎月利用されてます。 おそらく大きいものだと、高校生まで拡大して利用者が増えたことだと思います。昨年度は 8 月から 3 月までが対象ですが、今年度は年度丸々 1 年利用する関係から増額になったと考えます。
菅原（史）委員	今の件ですが、高校生まで医療費の支給が拡大されたのは、県の方も去年からですよ。県の方がまだまだこれからだっけか。 もし県の方が拡大されれば、その分の村の負担は少なくなるっていう理解でよろしいでしょうか。
木阪主任	その通りです。
松本委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは次に議案第 17 号「令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
伊藤技師	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 17 号「令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 17 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	それでは次に議案第 18 号「令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
木阪主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原（史）委員	まだ理解できてないんですけど、歳入の方の保険税の補正額っていうのは大きいと思うんですけど、これは当初の金額はどういうふうに見て、こういうふうになるものなのか、毎回こんな感じでしたか。

発言者	発言要旨
木阪主任	当初予算の保険税の計上の仕方は、県から事業費納付金が示された後に、市町村の保険料や給付費などに係る県繰入金を差し引いた額、つまり事業費納付金から県繰入金を差し引いた額が、必要保険税として示され、それに基づいて計上しています。 村政報告などにもあったように、今年度は事業費納付金が村の負担を超える非常に高い金額になっておりおまして、この減額補正ほどの大きい 1 億 2000 万という減額補正額になっています。
菅原（史）委員	ちょっと理解できないんですけど、今回の保険税の減額補正と基金からの繰入れの金額は関係が何かありますか。
木阪主任	基金繰入金と前年度繰越金が保険税減額分になります。 前年度繰越金は歳出の旅費 4 千円も含んでいます。
松本委員長	今回基金から 1 億 1,000 万程の繰入で、基金の残高は、大体どれぐらいになりますか。
木阪主任	1,000 万円ほどになります。
松本委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 18 号「令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発言要旨
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 18 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	それでは次に議案第 19 号「令和 5 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
角田主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	36 ページの居宅介護が増えているという説明だと思うんですけど、この要因ってというのは何か施設に入りにくくなったとか、どんな理由があるんでしょうか。
角田主事	居宅介護サービス計画給付費の審査支払手数料の方の増額の理由なんですけれども、施設の入居待ちの方がちょっと増えてるっていうのもあるんですけれども、全体として、今年度要介護の認定申請の方も増えて、前年度よりは増えておりまして、介護度がついてる方が増加傾向にあります。 それを受けて居宅介護サービス計画費等も増えてきているのではないかなというように思います。
松本委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 19 号「令和 5 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

発言者	発言要旨
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 19 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	それでは次に議案第 20 号「令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 20 号「令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 20 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	それでは次に議案第 21 号「令和 5 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
角田主事	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 21 号「令和 5 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 21 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	休憩します。(14 : 50) 再開します。(14 : 57)
松本委員長	議案第 4 号「大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
畠山主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。
菅原委員	国から示された条文どおりに作成したという認識でよろしいでしょうか。
畠山主任	おっしゃるとおりです。

発言者	発言要旨
菅原委員	大潟村独自の内容をいれる必要はないということでしょうか。
畠山主任	おっしゃるとおりです。
黒瀬副委員長	4月1日から施行ということでしたが、安全計画と業務継続計画はすべて用意できているのでしょうか。
畠山主任	策定が義務付けられる安全計画については、すでに作成しており、昨日大潟村のホームページで公表しております。 努力義務となっている業務継続計画は児童クラブ単独では策定しておりません。大潟村としては、業務継続計画は策定しておりますので、そこに児童クラブに関する内容を追加するのか、もしくは、児童クラブ単独で策定するのか、今後検討して参ります。
黒瀬副委員長	条例を定める側と努力義務が課される実施者が同一である場合においても、努力義務はあくまで努力義務であり、施行と同時に実施する必要はないのでしょうか。
宮田教育次長	あくまでも努力義務ですので、条例上、そこまで求められていないという認識であり、現時点では、議論に至っていません。
戸部委員	衛生管理のところで、研修や訓練と記載がありますが、食中毒に関する事なので、給食になるかと思いますが、委託している場合は受託者が実施するのでしょうか。
畠山主任	放課後児童クラブの場合、給食ではなく、おやつを提供として、職員が実施しています。村としては、県主催の研修への参加や保健センターや診療所と連携し、職員に対する研修や訓練の機会を設けるように努めて参りたいと思います。
松本委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。

発言者	発言要旨
松本委員長	討論ございませんか。 【なしの声】 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 3 号「大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 3 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部分について、当局より説明を求めます。
工藤主査 池田主査 畠山主任 高橋主事 太田主事 竹田主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。
三村委員	歳入において放課後児童クラブの利用料収入が増額されていますが、利用者は増加しているのでしょうか。
畠山主任	放課後児童クラブの登録者数は昨年度からほとんど変わっておりませんが、一人あたりの利用回数が増加している傾向にあります。
三村委員	部屋の広さは決まっているため、特に夏場に暑くてプレイルームが使用できないときなど、利用人数が多いと狭くなるかと思いますが、そのあた

発言者	発言要旨
畠山主任	りは大丈夫でしょうか。 放課後児童クラブでは、一人あたりの占有面積が定められておりますが、そこに関しては、もちろんクリアしています。実際には、多い時で 20 名程度の利用者がいますが、以前と比べても特別多いという状況にはなっておりません。
石井委員	部活動の地域移行に関して、国の方針も変わったようですが、現状どういいう状況なのかと、男鹿潟上南秋地区の周辺市町村の状況が分かれば教えてください。
池田主査	文部科学省からは、令和 7 年度末までに休日の部活動地域移行を行ってほしいという目安が示されています。 令和 5 年度予算編成当時は、まだ国の方針は、令和 7 年度末までに目標を達成するという強めのスタンスだったので、令和 7 年度予算として地域指導者への謝礼や保険料、生徒の保険料などを措置しました。その後、国が自治体の事情に応じて移行時期を柔軟に検討して構わない、と方針転換しました。村教育委員会としては、休日だけ部活動を地域移行しても教員の負担が増えると考えていたため、国の方針転換を受けて村教育委員会は、当初予定していた令和 5 年 9 月から休日の部活動地域移行を実施するという方向性を撤回し、部活動地域移行と同時並行的に、周辺市町との広域化を模索しています。
石井委員	報償費はどのような計算で予算要求していたのでしょうか。
池田主査	まだ、事例が少ない状況でしたので、周辺市町村などから聞き取りした情報などから算出したものになります。
石井委員	時給いくらや一日いくらという積算なのでしょうか。
宮田教育次長	手元に資料がないため、具体的な数字は答えられませんが、9 月から 3 月の土曜日について、日額いくらで積算した予算になっております。
三村委員	奨学金貸与事業について、補正額から、入学一時金として 2 百万円支出したかと思いますが、利用者からのお話などはありますか。

発言者	発言要旨
池田主査	減額していない2百万円については、3月補正の査定の時点でまだ募集中だったため残したものです。奨学金については、今年度初めての取り組みで、まず奨学金貸与規則を作るところから始まりました。規則を作るにあたって、県内市町村や育英会などの奨学金規則を参考にした訳ですが、多くの場合、入学後に申請をする仕組みで運営していました。そのような中で、育英会やいくつかの自治体が入り入れていた仕組みが予約型といって、翌年4月から入学を希望する方が、前年のうちから前もって奨学金の申請をして決定通知を受けることで、奨学金を確保してから受験先を決定し、集中して受験に望むことができる仕組みです。合格してから奨学金の申請をして審査に落ちた場合、入学後の生活資金にも響いてきて、最悪の場合、金銭面を理由に退学しなければならないこともあり得ます。ですので、村の奨学金制度は、先に奨学金を決めてしまう予約型で制度設計しようということになりました。その後、同じ仕組みを扱っている育英会や、日本学生支援機構に問合せなどして規則案を煮詰めていきまして、令和5年12月21日の定例教育委員会での可決を経て、同日に施行しました。 募集時期については、育英会の場合、8月から9月にかけて、かなり余裕を持って行っています。一方、今回の村の募集は、規則制定への取りかかりが遅く、年明けの募集となってしまったことは、大いに反省しなければいけない点だと考えております。申し訳ありませんでした。来年度の募集は、8月から9月に行い、申請者が余裕を持って進路を考えることができるようにいたします。
宮田教育次長	来年入学する人と在学中の人を対象者として予算を編成しておりますが、今年度に関しては、募集が遅くなってしまったため、在学生在が令和5年度にかかる費用について、手を挙げる機会を設定できなかったため、予算の執行もなかったという状況です。
三村委員	毎年申請するものになるのでしょうか。
宮田教育次長	おっしゃるとおりです。在学中で、昨年は奨学金が必要ななかったものの、今年度は申請したい方も申請できるよう設計しております。
松本委員長	他にございませんか。

発言者	発言要旨
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので、議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」の質疑を終結します。当局は関係課の課長を呼んで下さい。
松本委員長	休憩します。(15:45) 再開します。(15:49)
松本委員長	補足説明がありましたら、当局よりお願いします。
薄井課長	先ほど資料を提出すると申し上げました、地域おこし協力隊と結婚支援センターの事業実績について、資料に基づき説明いたします。 地域おこし協力隊は、令和元年度から延べ 9 名が着任し、本年度は 7 名が活動しています。うち 4 名が退任、または 3 月末で退任の予定となっております。また、来年度は新たに 3 名が着任予定となっております。 結婚支援センターの実績については、コロナ明けということで令和 4 年度からの実績を掲載しています。 協議会主催と書かれているのは、ポルダール結婚支援センター協議会の委員が独自に行ったイベントになります。参加者数、マッチング数を整理しております。 中止となったイベントは、令和 4 年度は 1 件、コロナ感染によるものです。令和 5 年度は 3 件中止がありましたが、こちらは主に女性の参加者が集まらなかったことによります。 成婚者の実績は、令和 5 年度末時点で 7 組となる見込みです。おおよそ 1 年から 2 年前にマッチングし、時間を経て成婚に結びついたというものです。
菅原(史)委員	成婚された方は村に住んでいるのでしょうか。
薄井課長	7 組のうち、6 組が村に在住もしくは在住予定で、1 組は転出しております。
松本委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】

発言者	発言要旨
松本委員長	では、議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」について討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手によって行います。 議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 議案第 16 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 【全員挙手】
松本委員長	休憩します。(15:52) 再開します。(15:55)
角田主事	先ほど、議案第 6 号関係部分で三村委員からご質問いただいていた件について、回答します。 県内市町村で 13 段階以上で保険料を定めているところがあるかどうかということなのですが、第 8 期の段階ではありませんでした。第 9 期に関しては、現在 3 月議会に提出中のため、まだ把握しきれておりません。
松本委員長	次に、陳情第 1 号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
松本委員長	意見などございましたらお願いいたします。

発言者	発 言 要 旨
黒瀬副委員長	国民年金の制度に問題、グレーゾーンがありそうだということは理解でき、そこは是正されるべきとは思いますが、この陳情については外国人を含めた差別的な感情につながりかねない部分もあり、もちろん制度上の問題が一部あることもわかりますが、意見書として提出することには賛同できないと考えます。
菅原(史)委員	公的年金は、日本に住所がある 20 歳から 60 歳まで全ての人が納めるとするのはその通りですが、脱退一時金は外国人が請求できるものか、わかる方がいたら教えてください。
薄井課長	私の知人で外国籍の方が、日本で働いており年金は給与から天引きされていました。退職して帰国する際に年金が還付されるということで、手続きを手伝ったことがあります。
菅原(史)委員	納めた年金が請求できないとしたら、それも不条理だと思います。再度日本に来た時に無年金者になるといいますが、それも当たり前の話ですし、こちらの陳情には違和感を覚えるので、私は不採択と考えます。
石井委員	日本の経営者が何度も脱退させて一時金をもらい、また来日して働いてというのを繰り返し、年をとって働けなくなったら生活保護を受けるといように書かれていますが、実際働けなくなってから日本に来るか、あまりに漠然としているので不採択と考えます。
三村委員	私も不採択と考えます。
戸部委員	私も同じです。
松本委員長	全員から意見をいただきましたので、採決いたします。陳情第 1 号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」について不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	よって、陳情第 1 号は、全会一致により、不採択とすべきものと決しました。 以上で、当委員会に付託された案件は全て終了しました。これで総務福祉教育委員会を閉会します。 (閉会 16:13)